融資商品説明書

令和6年7月1日現在

商品名	福祉プラン(3-4)
ご利用いただける方	・次の条件をすべて満たす個人の方。 (1)年齢が満２０歳以上で安定継続した収入がある方。 ・年金収入の方も対象となります。 ・派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。 （年収１５０万円以上または、年収９０万円以上で家族と同居されている方。） 産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入が見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。 (2)当金庫の会員資格を有する方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (3)日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方。 (4)(一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。
お使いみち	・申込人の親族のための次のいずれかに該当する資金とします。 (1)介護用機器の購入・設置費用。 （介護用ベッドや車椅子の購入費用、浴室や階段への手すりの設置費用等） (2)老人ホーム入居一時金(退去時に返還されるものも含む)。 (3)当金庫から借り入れた基金保証付福祉プランの借換資金((1)または(2)と合わせた申込に限る。) ※次の資金は対象となりません。 ①事業性資金　②申込人本人のための資金　③支払先が申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業　④支払済の資金
ご融資金の交付	・ご融資金は購入・工事契約・入居先等へ振込となります。 ただし、ご融資金の２０％または５０万円のいずれか大きい金額までは、当金庫が認めた場合に限り振込不要とします。
ご融資金額	・１万円以上５００万円以内(１万円単位)。 ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン（フリーローンを含む）の現在残高（当座貸越の場合は貸越極度額）の合計額が３，０００万円以内とします。
ご返済期間	・３ヵ月以上１０年以内。 最長６ヵ月間の元金返済据置（利払いのみ）ができます。
ご融資利率	・変動金利。当金庫所定の金利を適用させていただきます。 ・変動金利は、自金庫長期プライムレートを基準金利とします。 ・ご融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年４月１日と１０月１日を基準日として年２回行うものとし、各基準日における基準金利とその直前における基準日（借入日後、最初に到来する基準日の場合は、借入日）の基準金利の差をもってご融資利率を引上げまたは引下げるものとします。 それぞれの変更後のご融資利率は、４月１日基準は６月返済分から、１０月１日基準は１２月返済分から適用となります。
ご返済方法	・毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。 ご融資金額の５０％以内で６ヵ月ごとの増額返済(１万円単位)の併用もできます。
担保・連帯保証人	・不要です。
保 証 料	・保証料率はご融資利率に含めます。
手 数 料 等	・不要です。

萩山口信用金庫

融資商品説明書

令和6年7月1日現在

商品名	福祉プラン(3-4)
会　　員	・当金庫のご融資総額が７００万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置･･･本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話:083-922-2700）までお申し出ください。 ・紛争解決措置･･･東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
そ の 他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。

萩山口信用金庫